

## 平成 23 年度事業計画

本会は、これまで公衆衛生の向上及び持続可能な循環型社会の形成等を目的に、産業廃棄物の適正処理や資源循環にかかわる諸課題に対応するための事業を実施してきた。平成 23 年度は、新公益法人制度に基づく公益社団法人としての最初の事業年度であり、これら諸課題への対応を一層力強く展開するとともに、産業廃棄物処理に関係する地球環境保全対策である地球温暖化防止の充実を図る等、公益法人にふさわしい事業に取り組む。具体的な事業は次のとおりである。

### I 適正処理の推進

#### 1 マニフェストシステムの普及啓発

マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及啓発頒布事業を推進し、産業廃棄物を排出する事業者及び処理を行う産業廃棄物処理業者の適正処理確保のためマニフェストの普及啓発を展開する。

産業廃棄物の排出事業者、産業廃棄物処理業者等に「マニフェストシステムがよくわかる本」の配布を広く行い、産業廃棄物の適正処理の推進を図る。

また、本会独自のマニフェスト交付番号管理を行い、適正処理推進の一貫として、マニフェスト使用者等の特定ができる管理システムを運用する。

#### 2 技術の向上、高度化等に向けた調査研究及び普及啓発

廃棄物処理法をはじめとする各種制度の改正等に伴い、産業廃棄物処理業を取り巻く環境が大きく変化することが予想され、これらの環境変化に迅速かつ適切に対応し、信頼される業界となるためには、産業廃棄物処理を営む各社が、業界を取り巻く状況等を正確に把握したうえで、適正かつ効率的に対策を講じていく必要がある。

これら対策等に資するため、当業界の高度化及び技術向上等に向け産業廃棄物処理業の実態を把握するとともに諸課題を整理し、その解決に向けて検討を進める。さらに、その成果を関係各方面に広く普及啓発することで、産業廃棄物の適正処理を推進する。

平成 23 年度は以下の通り取り組むこととする。

- ① 事業環境が大きく変わりつつある収集運搬、中間処理及び医療廃棄物処理について事業を効率的かつ合理的に運営するための課題を整理し、解決に向けた方向性等について検討する。
- ② リサイクル製品の信頼性を高め、利用を促進するための方策を検討するために実態を把握するほか、利用促進に向け検討する。
- ③ 最終処分場の適切な維持管理方策の普及に努めるほか、地域住民等か

- ら理解を促進するための方策等について情報共有化を進める。
- ④ 建設廃棄物に係る元請業者の排出者責任の一元化を中心に、改正廃棄物処理法の施行後の実態を把握し、適切な対応を行う。

### **3 産業廃棄物処理業界の実情把握と諸統計の整備**

持続的な適正処理体制を確保するとともに、産業廃棄物処理業を営む企業が経営判断をするための基礎資料として、「景況動向調査」を実施する。

また、産業廃棄物処理業界の経営及び事業の実態を把握するため調査方法等について検討を進める。

### **4 災害廃棄物処理支援**

- ① 平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災被害対応として、被災県協会及び特別対策本部との連携の下、適切かつ的確な災害廃棄物処理支援を行う。
- ② 各正会員における災害廃棄物処理支援体制の構築を促進するために、「災害廃棄物処理体制構築マニュアル」や「災害廃棄物処理支援の手引き」を参考として情報提供等の支援を行う。

### **5 産業廃棄物契約書の標準化（契約書ひな型）**

産業廃棄物の適正処理に資するための取り組みの一環として、廃棄物処理法の基準に準拠した「産業廃棄物処理委託契約書の手引き」（契約書ひな型）を作成、配布を行う。また、排出事業者、産業廃棄物処理業者等が活用できるようにホームページに掲載し、手引きの公開と無料ダウンロードサービスを実施する。

### **6 広報活動**

広報活動等を通して、産業廃棄物に関する課題や地球環境保全の取組状況等につき、社会的理解を深めるとともに、本会をはじめ各正会員の事業活動について幅広く紹介するなど産業廃棄物処理業界の取り組みについて広く普及啓発する。

#### **(1) 不適正処理の排除と未然防止**

- ① 不法投棄防止のための啓発、監視等公益事業活動への支援  
正会員との連携のもと、不法投棄等防止のための啓発活動を行うとともに、不法投棄の監視およびパトロール等の活動への支援を行う。
- ② 原状回復活動への支援等  
原状回復活動および適正処理推進事業等に支援・協力する。

#### **(2) 産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催**

本会、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター及び財団法人産業廃棄物処理事業振興財団との共催によって、一般市民を含む幅広い参加を得て、第10回全国大会を平成23年11月4日（金）に京都市で開催する。

(3) 産業廃棄物総合専門誌「月刊いんだすと」の発行

産業廃棄物の排出事業者や処理業者及び一般市民に産業廃棄物に関する理解を深めるため、情報提供及び問題提起の場として、産業廃棄物総合専門誌「月刊いんだすと」の発行を行う。また、ホームページ、正会員及び書店等において購読拡大を図る。

(4) ガイドブック等産廃ツールの作成及び普及

産業廃棄物ガイドブックなど、産業廃棄物に関する情報をまとめた冊子類をホームページ等にて紹介し、広く一般に普及啓発を行い、頒布する。

(5) ホームページの充実・活用

本会の事業活動について最新の状況を提供するとともに、産業廃棄物に関する行政からの最新情報等を積極的に情報発信が出来るシステムの運用を行う。

また、産業廃棄物を適正処理できる処理業者を一般企業や市民が検索できる「処理企業検索システム」をホームページで運用し、処理業者の情報発信の場として活用できるようにする。

(6) 照会事項等への対応

事業者、市民、報道機関等、一般からの産業廃棄物の処理に関する照会事項等に対して適切に対応する。

## II 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策は、産業廃棄物処理業界においても対策等が重要な課題であり、本会として策定した環境自主行動計画をもとに地球温暖化対策を重点課題の一つとして推進していく。

- ① 正会員の会員企業に協力を頂いている実態調査を継続して実施し、対策効果及び、業界全体の状況把握ができるよう取り組んでいく。
- ② 国や公共団体等の支援制度など温暖化対策に関する情報を正会員及び産業廃棄物処理業者にタイムリーな情報提供を行う。
- ③ 自社における温室効果ガス排出量や削減量が把握できる支援ツールや対策事例集等をホームページ等に公表し、広く一般に活用できるように普及啓発を図る。

### **Ⅲ 人材及び優良事業者の育成**

業界の発展及び健全化等に加え、産業廃棄物の適正処理及び資源循環型社会における適応力等を備えた人材を育成すべく、次の通り、教育研修事業を展開するとともに、事業内容の見直しを含め新たな事業の可能性についても検討を進めることとする。

#### **1 産業廃棄物処理実務者研修**

産業廃棄物処理業の適正処理の推進と健全化及び実務者の資質の向上を図るため、産業廃棄物処理に携わる者を対象に、産業廃棄物処理の基礎、委託契約、マニフェスト、帳簿等について、産業廃棄物処理に関する基本的研修を財団法人日本産業廃棄物処理振興センターと共催で、全国各地（15会場予定）で実施する。

#### **2 産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナー**

産業廃棄物処理業界の適正処理の確保と資質の向上を図り、次世代を担う優秀な人材確保と育成のため、処理業に従事している中堅社員を対象に事業部門別（営業コース、現業管理コース）に特化した本会独自の能力アップセミナーを東京、名古屋、大阪など各地で8回実施する。

#### **3 人材育成のための検討**

これからの産業廃棄物処理にかかわる環境の変化及び社会的ニーズ等に応じて、既存の研修内容・研修スタイル等の見直しや新たな人材育成の在り方等の検討を進める。

### **Ⅳ 協力支援事業**

#### **1 許可講習実施協力**

財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの実施する許可申請に関する講習会及び特別管理産業廃棄物管理責任者講習会等に関する講習会の運営に実施協力機関として、正会員とともに必要な実施協力をする。

#### **2 電子マニフェスト運用支援**

財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運用する電子マニフェストシステムの普及促進に関して、正会員とともに、運用支援を行い、電子マニフェストシステムの普及を図る。また、利用者の利便性のために、本会作成の「(電子マニフェスト) 産業廃棄物送り状」の普及、活用を図っていく。

#### **3 国際交流**

各種団体等が実施する国際協力に関する事業に対して、講師派遣等の協力を行い、相互理解、技術交流等を促進する。

## **V 労働安全衛生への取り組み**

各正会員における安全衛生関連事業の実施を支援するほか、これらの実施状況や課題を把握し、改善に向けた方策を検討する。また、会員企業の安全衛生に関する意識向上に向けた方策を検討し、そのための事業を実施する。

## **VI 組織活動の活性化及び会員支援**

産業廃棄物処理業界の社会的地位の確立と発展及び本会組織の強化に向け、以下の事業を活性化し、本会及び正会員の組織活動を推進する。

### **1 将来ビジョンの検討**

産業廃棄物処理業の振興等の将来ビジョンに関する理事会での議論を踏まえ、各委員会及び各部会においてそれぞれ具体的な課題を抽出し、論点を整理する等の検討を進める。

### **2 改正廃棄物処理法の周知**

改正廃棄物処理法の施行を受け、産業廃棄物処理に係る制度の周知に努める。

### **3 公益法人制度改革への対応・支援**

各正会員の移行動向等を踏まえ、各正会員の移行に関する情報等をタイムリーに提供するとともに、地域協議会等の場を通じて、正会員の移行手続等を支援・協力する。

### **4 表彰**

当業界の発展に貢献された方や事業所及び従業員の方々に、本会会長名による表彰を行う。また、各正会員の記念行事等における本会会長名による感謝状の授与及び叙勲・各種大臣表彰等への推薦を行う。

### **5 全国会議等の開催**

#### **(1) 正会員全国会議等の開催**

全国正会員会長・理事長会議及び全国正会員事務局責任者会議、正会員事業研修を開催する。(別紙「平成23年度 主な年間行事予定表」参照)

#### **(2) 地域協議会の開催**

地域の実情に即した意見を集約し、本会の事業の円滑な運営に資するとともに、各地域協議会の運営等に対し支援する。

### **6 委員会・部会活動の推進**

#### **(1) 委員会**

- ① 総務委員会  
必要に応じて本会組織及び事業運営の強化・効率化等に関する事項について検討する。
- ② 法制度対策委員会  
必要に応じて産業廃棄物処理に係る法制度に関する事項について検討する。
- ③ 倫理委員会  
倫理の向上に向け、倫理委員会を適宜開催する。
- ④ マニフェスト推進委員会  
産業廃棄物適正処理の確保のため、マニフェスト制度の普及促進の方策の検討及び、マニフェスト頒布システムにおける利便性の向上、事務省力化等の検討を行っていく。
- ⑤ 教育研修委員会  
許可申請等に関する講習会を充実させるために、正会員等の講習会に関する意見集約を行うとともに、本会講師の育成と資質の向上を図るため、研修会を実施する。  
財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにおける、平成24年度の同講習会用テキストの改訂等に対応するテキスト改訂ワーキングを設けて検討する。
- ⑥ 災害廃棄物対策委員会  
正会員における災害廃棄物の処理支援体制の構築状況や処理支援実績についての情報を集約し、各種課題等についての検討を行う。
- ⑦ 安全衛生委員会  
正会員の労働安全衛生に係る各種事業の実施体制の整備に向けた検討を行うほか、会員企業に対する安全衛生意識の向上に向けた検討を行う。また、他団体等が実施している安全衛生に係わる表彰制度への推薦を行う。
- ⑧ リサイクル推進委員会  
リサイクル製品の信頼性向上や利用促進等、リサイクルの推進に向けた課題の抽出を行うとともに、業界としての方向性を検討する。

## (2) 部会

産業廃棄物処理業は業態ごとに課題等が異なる場合が多く、それらを検討するために部会を設置している。部会では業態ごとの課題等を把握し、事業展開の方向性、事業運営の効率化、技術の高度化、情報の共有化等に向けて検討を進める。検討の各段階においては、協会・地域協議会単位の部会や地域委員との連携により、地元の状況を踏まえた情報提供、意見集約体制を構築するほか、必要に応じ各部会間での協議を行う。

また、必要に応じ、情報提供、意見集約、結果の普及等のために説明会、講習会、研修会等を企画・開催するほか、各種研究機関等や排出事業者団体との連携により、協議、調査、研究等を進める。

これらは以下の部会および各部会に設置した分科会を中心として検討を進める。

- ・ 収集運搬部会
- ・ 中間処理部会
- ・ 最終処分部会
- ・ 医療廃棄物部会
- ・ 建設廃棄物部会

### (3) 青年部協議会

青年部協議会の自発的な活動を支援することにより、次代を担う世代の育成を図る。また、各正会員協会とも連携の上、今後の青年部組織の方向性等について検討を進める。

## 7 関係機関・団体との交流、協力

環境省をはじめとする国の機関や諸団体、学会等との連携・交流を深める。

また、行政機関や関係団体等が実施する調査検討委員会等への委員の派遣等の協力を行う。

## 8 会員への支援

### (1) 関係制度への対応及び関連情報の提供

廃棄物処理法等の産業廃棄物に係る制度及び関係税制等に関する対応に努めるとともに、法令改正等の情報を提供する。

### (2) 産廃手帳

産業廃棄物処理に携わる方々の必携の手帳として、廃棄物処理法、関係官庁（国、都道府県、保健所設置市）、関係団体等、産業廃棄物処理に関する情報を記載した産廃手帳「INDUST」2012年版を制作し、発行する。

### (3) 第三者賠償責任保険

産業廃棄物処理施設で起こる万一の事故に備えるための第三者賠償責任保険について、会員企業の加入を促進する。

### (4) 厚生年金基金

会員企業の優秀な人材の確保と定着率の向上を図るために、「全国産業廃棄物厚生年金基金」への加入促進活動を支援していく。

(5) 図書斡旋

廃棄物処理法法令集等産業廃棄物に関連する図書等の斡旋及び紹介を行う。

**9 組織の健全化に向けた取り組み**

引き続き、コンプライアンス及び企業倫理等について、本会役職員及び正会員へ徹底するとともに、産業廃棄物処理業界の社会的信頼性維持に向け、対外的に広く取組姿勢と決意をアピールする。